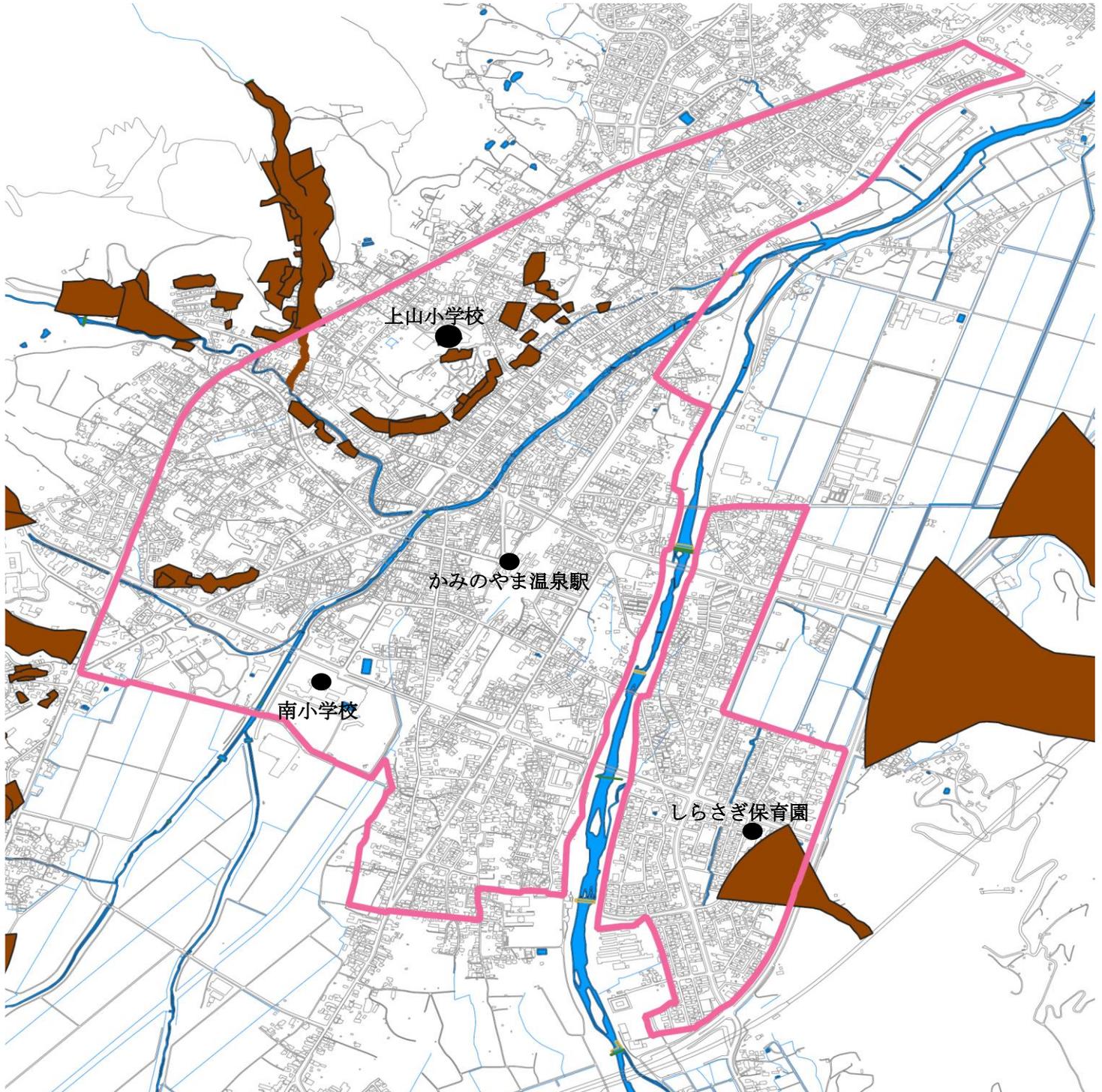


令和7年度

上山市若者移住引越し補助金

上山市外から市内居住誘導区域内の賃貸住宅へ移住する30歳以下の方を対象に引越し費用を補助します。

○対象区域



※基盤地図情報(国土地理院)を加工して作成

対象区域は上図の桃色の線で囲まれた居住誘導区域です。

ただし、居住誘導区域内の土砂災害ハザード区域(茶色塗りつぶし箇所)は補助対象外です。

○対象者

市内に住民登録をした日から6か月以内に申請書を提出する方で、次の要件をすべて満たす方が対象です。

1. 令和6年10月1日以降に市外から市内上山市立地適正化計画に定める居住誘導区域内に住民登録をした方
2. 市内に住民登録をした日に30歳以下の方
3. 市内に住民登録直前に1年以上本市以外に居住していた方（進学のために市外へ居住した期間を除く。）
4. 過去に本補助金を利用していない方（世帯員含む）
5. 本市に住民登録した後、継続して2年以上居住する意思がある方
6. 福祉施設等への入所を目的としていない方
7. 公租公課を滞納していない方
8. 生活保護法の規定による住宅扶助その他公的制度による引越し費用に係る補助を受けていない方
9. 暴力団の構成員又は暴力団員と密接な関係を持たない方
10. 外国人移住者については、永住者等の資格を有する方
11. その他市長が補助金の対象者として不相当と認めた者でないこと。

○対象費用

市内への引越しに要する家財の運送費用及び荷造り等について運送業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法83号）の規定により国土交通大臣の許可を受け、又は届出をした者）に支払をした経費が対象です。

○補助金額

補助金の額は、上記対象費用（消費税及び地方消費税含む。）の合計の2分の1までとし、県外からの移住者は10万円、県内他市からの移住者は5万円を上限とします。

なお、補助金の額に千円未満の端数があるときは、端数切り捨てとします。



お問い合わせ先

上山市役所 建設課 エリアマネジメント推進室
電話 023-672-1111 (内線425)